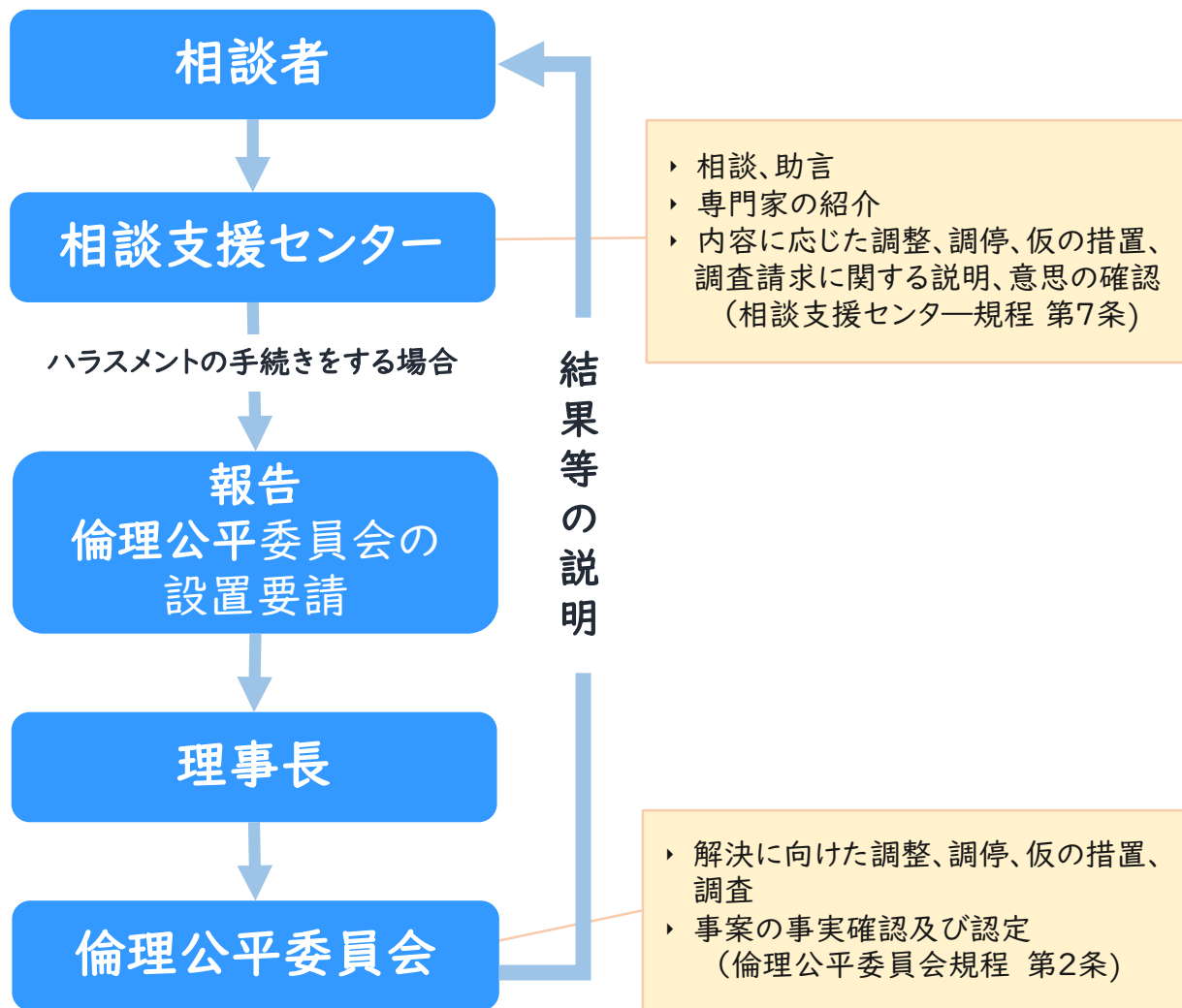


# ハラスメント 相談のプロセス



相談・助言	ハラスメント等に関すると思われる相談に応じます。対応の手続きについて説明します。被害防止、被害拡大防止のための助言を行います。
調整	調整とは、ハラスメント等事案の被害が拡大することを防ぐため、当該事案当事者に対して解決に向けた働きかけを行うことです。調整はハラスメント等に該当するか否かの詳細な調査を必要とせずに行うことです。 (調整の例) ・行為者とされたものへの注意、警告、指導 ・被害救済及び権利回復のための措置 ・就学、就労環境全体を改善するための啓発など
調停	調停とは、当事者同士の話し合いにより問題の解決を図るため、当事者間の調整を行うことです。 (調整の例) ・調停員が立会いの下、申立人と被申立人が話し合いを行う など
仮の措置	仮の措置とは、辞退が重大であることが明白で、他の措置を待つことなくハラスメント等被害者を保護するために緊急の必要があると認められた場合、理事長及び学長に対して、その具体的理由を付した書面で提案することが出来るものです。
調査	調査とは、ハラスメント等と思われる行為を受けている本人である場合に限り、倫理公平委員会に対してハラスメント等の調査請求をすることができる制度のことです。